

特集 ● 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

最賃引き上げが国・地域に及ぼす経済効果

木地孝之

1 賃上げなしにデフレ経済からの脱却なし

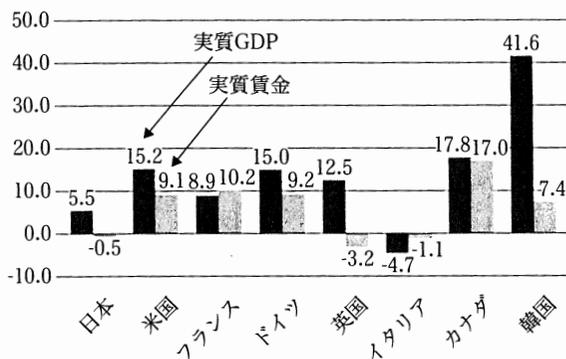
安倍首相は、財界代表に対して、2017春闘においても基本給を底上げするベースアップを実施するように求めた。それは、決して人気取りのためだけではなく、客観的にみて、日本経済にそれが不可欠だからである。

2012年12月に発足した第2次安倍内閣の経済対策、いわゆる「アベノミクス」は、株価や一部大企業の利益を引き上げたものの、目標とした日本経済の安定成長もデフレからの脱却も出来ていない。

政府・財界およびマスコミの中に、「これは世界経済全体を反映したものであり、日本だけの現象ではない」と言う意見があるが、それは全く正しくない。G7(先進7か国)+韓国の8か国について、過去10年間の実質GDP(国内総生産)成長率と実質賃金上昇率を比較すると、日本のGDP成長率は米国、フランス、ドイツ、イギリス、カナダの5カ国及び韓国を大きく下回り、極めて低調である。

その主因は賃金にある。成長している国は、イギリスを除き、この間に実質賃金を7%以上上昇させているのに対して、日本は、逆に0.5%低下しているのである。

図1 各国の実質GDP及び実質賃金の比較
(2015年/2005年、%)



注1：実質GDPは、2015年為替レート&価格基準、US\$表示による。

注2：実質賃金は、2015年価格基準の購買力平価、US\$表示による。

注3：年収には、基本給のほかボーナス・残業代を含む。

資料出所：国連統計(実質GDP)、OECD統計(実質賃金)。

これまでに報道されている2017春闘の労使交渉では、昨年よりベースアップに踏み切る企業が増えそうではあるものの、まだ多くの経営者は「景気の見通しがよくないから賃上げは難しい」と言っている。しかし、「景気が悪いから賃金の引き上げが出来ないのか」、それとも「賃金の引き上げを行わないからデフレ経済から脱却できないのか」、図1をみれば、その答えが後者であることは明らかであろう。

2 先進国の中で際立って低い日本の最低賃金

安倍首相は、「働き方改革」の第一のポイントとして「同一労働同一賃金」をあげているが、

賃金水準については全く触れていないのであり、政府・財界中心の「働き方改革実現会議」に任せておいたのでは、「同一労働同一賃金」が「同一労働同一低賃金」になりかねない。

同一労働同一賃金の前提として、まず、「これ以下で働かせてはならない」最低賃金をしっかり確立しておくことが重要である。金額は、先進国の水準をみれば1500円にすべきであるが、日本の現状では、当面、「一番低い県でも時給1000円」を目指すのが現実的であろう。

OECD（経済協力開発機構）統計によると、欧米諸国の最低賃金は、フランス1319円、ドイツ1236円、英国989円と、日本を大きく上回っている（表1）。米国は875円で日本とそれほど変わらないが、サンフランシスコ1483円、シアトル1332円、ワシントンDC1272円、ロサンゼルス1090円、ニューヨーク1060円と、大都市州はすでに1000円を超えている。さらに、その他を含む先進14州が、2022年までに、15ドル、1816円に引き上げることを決めている。ドイツは、2015年から最賃制を導入し、当初は8.50ユーロ、1236円であったが、2017年から8.84ユーロ、1285円に引き上げた。

これに対して日本は、一番高い東京でも、

表1 各国最低賃金の比較（2015年）

	各国通貨表示	購買力平価による換算	
		US \$	円換算
日本	780円	6.94	840
米国	7.25 USドル	7.23	875
フランス	9.61ユーロ	10.90	1,319
ドイツ	8.50ユーロ	10.21	1,236
英国	6.70ポンド	8.17	989
韓国	5580ウォン	5.44	659

注：購買力平価のUS \$表示は、2014年価格基準でデフレートした実質値。US \$から円への換算は、2015年の年間平均為替レート（TTB（売り）+TTS（買い）の平均値）=121.1円/US \$による。

資料出所：OECD統計。三菱UFJリサーチ&コンサルティング（為替）。

2015年869円（表1と同じ購買力平価で換算すると995円）、2017年932円（同1025円）と、欧米諸国を大きく下回っている。（購買力平価については、末尾の「補足説明1」を参照）

経団連は、最低賃金を引き上げると国際競争力が低下し、雇用の維持も困難になるとして反対しているが、最低賃金が日本を上回っている欧米諸国は、図1でみたように、日本より経済成長率が高いのであり、最低賃金の引き上げによって国際競争力が低下するという財界の主張には説得力がない。

3 労働再生産できない賃金では日本が衰退する

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、従業員5人以上の事業所に働く一般労働者の労働時間は年間2026時間であり、時給1000円に引き上げても、フルタイムで働いて年間203万円、月16.9万円にすぎない。

人事院は、毎年、国家公務員給与決定のために標準生計費を推計しているが、それによると、2016年の標準生計費は1人世帯11万5530円、2人世帯17万0520円、3人世帯19万6470円となっている。ただし、国家公務員には、東京23区20%、横浜市等16%、名古屋市等15%、神戸市等12%、京都市等10%、仙台市等6%、札幌市等3%と、都市部に地域給が支給されているので、それを加味すると、東京23区は、1人世帯13.9万円、2人世帯20.5万円、3人世帯23.6万円になる。したがって、時給1000円では、共働きを前提にしなければ結婚できず、子供を作る（3人世帯）ことは極めて困難ということになる。

労働者に安心して生活できる賃金を支払うことは、企業の社会的責任である。雇用者に、そ

の労働力を再生産出来ないような賃金を支払っていたのでは、資源小国日本の最大の資源である優秀な労働力が、衰退していくことになる。

4 最低賃金引き上げの経済効果 —地域経済への影響

最低賃金の引き上げは、企業の労務コストを上昇させるが、やがて家計消費需要の拡大を通じて新たな国内生産が誘発され、企業経営にプラスとなって跳ね返ってくる。また、GDP（国内総生産≒付加価値）や雇用および税収を増加させ、経済を活性化する。

労働総研は「2017年春闘提言」（労働総研ニュース No.322・323号、2017年1・2月）に、時給1000円の実現に必要な原資は1.96兆円であり、その実施によって家計消費支出が1.71兆円増加する。それによって国内生産が3.32兆円、付加価値額（≒GDP）が1.54兆円誘発されて、雇用が19.61万人、税収が0.3兆円増加する。それに必要な財源1.96兆円は、2015年度末内部留保の0.34%、対前年度増加額の5.5%で足りるという全国の推計値を掲載した。

本稿では、地域・都道府県別の推計を行うが、データの制約があり、全国に比べて推計方法は簡易なものとなっている。

1) 最低賃金額が低い県（Dランク）では、 月2万円の賃上げに相当

厚生労働省の「就業構造基本調査」によれば、全国の役員を除く雇用者数は5353.8万人である。一方、同省の「賃金構造基本統計調査特別集計」によると、最低賃金を1000円に引き上げた場合に賃上げの対象となる雇用者は788万人と推計され、雇用者全体の14.7%に相当する。

表2は、47都道府県別に計算した賃金引き上げ対象者数、必要な原資及び家計消費需要増加額の一覧表である。なお、「就業構造基本調査」（2012年実施）と「賃金構造基本統計調査特別集計」（2015年）に3年間のずれがあるが、この間、雇用者数に大きな変化はないと思われるので、どの都道府県も、誤差は無視できる範囲と考えられる。（推計方法は、「補足説明2」を参照）

「賃金構造基本統計調査特別集計」では、最低賃金額に応じて47都道府県を次の4ランクに分けている。

Aランク…東京、神奈川、大阪、愛知、千葉。
(5都府県)

Bランク…埼玉、京都、兵庫、静岡、三重、
広島、滋賀、栃木、茨城、富山、長野。(11府県)

Cランク…北海道、岐阜、福岡、奈良、群馬、
山梨、石川、岡山、福井、新潟、和歌山、山口、
宮城、香川。(14道県)

Dランク…福島、島根、山形、愛媛、青森、
岩手、秋田、徳島、鳥取、高知、佐賀、長崎、
熊本、大分、鹿児島、宮崎、沖縄。(17県)

そこで、このランク分けに基づいて最低賃金の高い都道府県と低い都道府県の違いを概観してみると、まず当然のことながら、最賃額が高い地域ほど雇用者全体に占める賃上げ対象者の比率が低くなり、Aランクの10.0%に対してDランクは21.5%である。Dランクでは5人に1人が該当するから、1000円でも影響は大きい。次に、最賃引き上げに必要な原資及び家計消費需要増加額は、Aランク→Dランクで、都道府県の数が増える一方、雇用者数は減っているため、結果としてそれほど大きな差が生じていない。

注目すべきは対象者1人あたりの賃上げ額で

表2 最低賃金 1000 円への引き上げに必要な原資と需要拡大効果

	2012 年雇 用者数 ^(注1)	2016 年度 最低賃金額	1000 円へ の引き上げ 対象者	雇用に占 める割合	引き上げに 必要な原 資 ^(注2)	消費需要増 加額 ^(注3)
	千人	円	千人	%	億円	億円
北海道	2,235	786	479.4	21.5	1,345	1,180
青森	510	716	118.4	23.2	399	350
岩手	527	716	129.6	24.6	414	363
宮城	976	748	140.6	14.4	393	345
秋田	409	716	101.3	24.7	333	292
山形	458	717	92.6	20.2	267	234
福島	782	726	138.0	17.7	407	357
茨城	1,249	771	141.7	11.3	336	295
栃木	835	775	137.8	16.5	347	304
群馬	836	759	117.8	14.1	296	259
埼玉	3,152	845	400.1	12.7	830	728
千葉	2,721	842	288.7	10.6	573	503
東京	6,057	932	446.8	7.4	677	594
神奈川	4,070	930	347.8	8.5	541	474
新潟	967	753	200.3	20.7	532	466
富山	473	770	69.1	14.6	170	149
石川	505	757	91.2	18.1	225	198
福井	343	754	66.0	19.2	172	151
山梨	348	759	55.1	15.8	129	113
長野	882	770	119.9	13.6	288	252
岐阜	868	776	146.0	16.8	371	325
静岡	1,614	807	243.8	15.1	551	484
愛知	3,366	845	459.9	13.7	932	818
三重	786	795	137.3	17.5	327	286
滋賀	616	788	80.5	13.1	194	170
京都	1,042	831	146.2	14.0	332	291
大阪	3,574	883	432.3	12.1	857	752
兵庫	2,217	819	349.1	15.7	801	703
奈良	532	762	74.2	13.9	199	175
和歌山	359	753	56.8	15.8	156	137
鳥取	230	715	41.4	18.0	111	97
島根	282	718	49.3	17.5	147	129
岡山	778	757	117.5	15.1	312	274
広島	1,163	793	198.8	17.1	486	426
山口	569	753	119.6	21.0	357	313
徳島	278	716	37.5	13.5	107	94
香川	401	742	68.0	17.0	172	151
愛媛	545	717	103.0	18.9	317	278
高知	284	715	48.9	17.2	153	135
福岡	2,042	765	435.4	21.3	1,237	1,085
佐賀	342	715	77.6	22.7	234	206
長崎	531	715	126.0	23.8	419	368
熊本	700	715	181.8	26.0	612	537
大分	463	715	90.1	19.5	289	253
宮崎	441	714	97.8	22.2	318	279
鹿児島	649	715	147.0	22.7	507	444
沖縄	534	714	131.9	24.7	436	383
合計	53,538	798	7880.0	14.7	19,610	17,198

注1：役員を除く雇用者数。

注2：最低賃金の引き上げに必要な原資＝企業の総支払増加額＝雇用者全体の賃金増加額。年間労働時間1734時間（一般・パートの平均）で計算。

注3：消費性向（増加した賃金の何パーセントが家計消費に回るか）は、総務省「家計調査」の勤労者世帯、年間収入十分位別、第1分位（年収262万円未満）の平均消費性向87.7%を、全都道府県に一律に適用した。

資料出所：厚生労働省「平成24年に実施した就業構造基本調査」、「平成28年度地域別最低賃金改定状況」および「平成27年賃金構造基本統計調査特別集計」。

ある。Aランクでも年間18.1万円（月1.5万円）、Dランクでは年間24.9万円（月2.1万円）となっており、Dランクの該当者にとって、時給1000円への引き上げは、2万円以上のベースアップに相当する。（表3）

2) 最低賃金の引き上げは中小企業の生産を増加させる

次に、各都道府県の産業連関表を利用して、最低賃金の引き上げが地域経済に及ぼす影響を試算するが、47都道府県全部について行うのは大変なので、Aランクから愛知と千葉、Bランクから滋賀と長野、Cランクから福岡と新潟、Dランクから愛媛と岩手の8県を選んで行うことにする。

増加する（誘発される）県内生産額および粗付加価値額（≒DP）の大きさは、第1義的には家計消費需要増加額の大きさに決まるが、家計消費の費目構成と消費される財・サービスの自給率もかなり影響する。つまり、生産を誘発する力はサービスより財の方が大きいから、財のウエイトが高い方が生産誘発額は大きくなり、消費される財・サービスが県内で生産されていれば県内産業の生産を誘発するが、他県や海外から移輸入されると県外の生産を誘発するだけになるからである。

今回は、各県の生産誘発額の要因分解まで行っていないので、結果の比較検討にとどめたい。（推計方法は、「補足説明3」を参照）

まず、1単位の消費需要が県内生産を

誘発する力（県内生産増加額 / 消費需要増加額）は、愛知県が一番大きく、滋賀県が一番小さい。生産の増加が雇用を誘発する力（雇用増加数 / 県内生産増加額）は、長野県が一番大きく福岡県が一番小さい。これらは、主として、各県の消費需要の費目構成と、自給率の違いが反映されたものである。

次に、第2表と併せて各県の雇用増加数が雇用者総数に占める割合を計算してみると、千葉県0.09%に対して岩手県はその4倍以上の0.41%である。これは、岩手県は、生産誘発額ベストテンの第1位が、雇用集約的な建設業であることが大きい。

産業連関表の分類は県によって少々異なるが、ここでは、ほぼ共通の35～40部門表を使用している。計算結果を部門（業種）ごとにみると、どの県も生産誘発額の上位に、中小企業のウェイトが高い業種が多数含まれている。日本全体の中小企業比率は、従業員数でみて75.7%であるが、各県の生産誘発額ベストテンをみると、不動産（93.1%）、対個人サービス（89.3%）、運輸・郵便（80.9%）、飲食物品（80.9%）、金融・保険（70.9%）、商業（75.8%）と、中小企業のウェイトが高い6業種が、どの県にも含まれている。つまり、最低賃金の引き上げは、中小企業分野の生産をよく増やすのである。なお、岩手県は、8県の例外として建設（95.6%）が第1位になっている。

この結果をみれば、中小企業こそ最低賃金の引き上げに熱心になるべきであるが、大企業から日常的に納入単価の切り下げを強要されている現実を前にして「困難」と言うのは理解できる。中小企業も最低賃金の引き上げを行うためには、それに伴う生産コストの上昇分を100%

表3 最賃ランク別引き上げ対象者及び需要拡大効果

	雇用者 (A)	対象者 (B)	(B/A)	必要な原資 (C)	1人あたり (C/B)	需要増加額
	万人	万人	%	億円	万円	億円
Aランク	1,979	197.5	10.0	3,581	18.1	3,140
Bランク	1,403	202.4	14.4	4,662	23.0	4,089
Cランク	1,176	216.8	18.4	5,896	27.2	5,170
Dランク	796	171.2	21.5	5,472	32.0	4,799
合計	5,354	787.9	14.7	19,610	24.9	17,198

資料出所：表2による。

表4 最低賃金1000円への引き上げが地域経済に及ぼす影響

	消費需要増加額	県内生産増加額	租付加価値増加額	雇用増加数	地方税増収額
	(億円)	(億円)	(億円)	(人)	(億円)
愛知県	818	818	492	4,997	37
千葉県	503	407	259	2,564	19
滋賀県	170	126	83	831	6
長野県	252	236	148	1,845	11
福岡県	1,085	969	605	5,807	45
新潟県	466	424	273	2,669	21
愛媛県	278	219	141	1,471	11
岩手県	363	321	216	2,146	16

資料出所：各都道府県「平成27年産業連関表」、厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査特別集計」。

価格に転嫁できるような行政の働きかけが必要である。1985年の「プラザ合意」に基づく急激な円高による輸入価格の急騰や1989～2014年の消費税導入・引き上げの時、政府は100%の価格転嫁を強力に指導した。最低賃金の引き上げも政府が関与する重要案件であり、100%価格転嫁できるように指導を行うべきである。その際、下請け・納入単価の引き上げなど大企業に対する指導が特に重要であることは言うまでもない。

5 財源はたっぷりある

財務省「法人企業統計」によると、調査対象275万社合計の内部留保は、2015年度末に578.8兆円に達し、かつ、2014年度から15年

表5 財源は有り余っている—内部留保の状況

	2015年 度末 (兆円)	対前年 増加額 (兆円)	対象 従業員数 (万人)	1人あたり 内部留保 (万円)
全規模	578.8	35.7	4,053	1,428
10億円	313.0	13.5	753	4,159
1～10億	79.3	1.9	635	1,249
5千万～1億	60.3	9.4	523	1,152
1～5千万	116.3	15.0	1,402	830
～1千万	9.9	-4.0	740	134

資料出所：財務省「法人企業統計」。

度の1年間に35.7兆円も増えている。

それを資本金規模別にみると、従業員が18.6%である10億円以上の企業に全体の54.1%が蓄積しており、それを全体に還元させることが第1に重要である。

従業員1人当たりでみると、資本金10億円以上と、次の資本金1～10億円の間で3.3倍の格差、資本金1千万円未満とでは30倍以上の格差があるが、資本金1千万円未満でも年間134万円あるから、時給1000円程度への引き上げなら可能と言える。

<補足説明>

1 購買力平価とは

購買力平価 (purchasing power parity = P P P) とは、ある国である価格で買える商品が他国ならいくらで買えるかという、各国通貨の実力に基づいて算した交換レートである。例えば、マックのWバーガーが日本300円、アメリカ2ドルなら、マックのWバーガーの交換レートは1ドル=150円になり、日立の炊飯器が日本2万5000円、アメリカ300ドルなら日立の炊飯器の交換レートは1ドル=83.3円になる。できるだけ多くの商品について計算し、消費ウエイトで総合し、その結果に基づいて決めた交換レートが、購買力平価である。なお、特定の年・国を基準に計算し、基準時以降の年は、[基準時点の交換レート×A国の物価指数/ B国の物価指数]によって推計する。

購買力平価は、短期的な為替レートの変動に影響されず、また生活実感に近い値が求められることから、経済規模、賃金水準等の国際比較にしばしば使用される。

2 消費需要増加額の推計

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査特別集計」には、47都道府県別に、時給500円から10円刻みで、該当する労働者の数(度数)が記述されている。それに基づいて、時給毎に、[(1000円-時給)×労働者数]を計算し、500円から990円までを合計する。これは、引き上げに必要な1時間当たりの金額の総計であり、それに年間労働時間をかければ、必要な原資となる。

次に、原資に増加した賃金の何パーセントが消費されるかの比率(消費性向)をかければ、都道府県別の「家計消費需要増加額」になる。

なお、消費性向は、時給1000円に上がる前と後でどのような費目の支出が増えるかを計算した「限界消費性向」を使うべきであるが、都道府県別のデータが得られないので、ここでは、全国・全労働者世帯の平均的な消費パターンである「標準消費性向」を各県一律に適用している。

3 最低賃金の引き上げが地域経済に及ぼす影響の試算

各都道府県のホームページに「産業連関表」および各種係数表が公表されているので、「産業連関表」、「生産誘発係数」、「粗付加価値誘発係数」及び「雇用表(雇用誘発係数)」をダウンロードする。次に、上記の「消費需要増加額」を常数にして、「生産誘発係数」にかければ生産増加額になり、「粗付加価値誘発係数」にかければ「粗付加価値(≒GDP)増加額」になる。計算された「生産誘発額」に「雇用係数」をかければ雇用増加数になる。地方税収増加額は、付加価値増加額×(地方税収額/付加価値額)により計算する。今回適用した7.51%は、全国平均の値である。

※都道府県の産業連関表で必要な表が公表されていない場合は、担当者にお問い合わせる。

(きじ たかゆき・労働総研研究員)